

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、看板等を設置する目的で土地を貸していたところ、原発事故によって借地人が避難するなどしたため地代が支払われなくなったことを考慮して、将来分も含むものとして6年分の営業損害（賃貸借契約書が存在しないなど客観的な資料が十分ではないものの、立証の程度を考慮して、3割の限度。）の賠償が認められるとともに、持病に係る通院交通費が避難先から通院することによって原発事故前より多くかかることになったことを考慮して、平成28年9月から平成30年3月までの通院交通費増加分の賠償が、また、障害（身体障害等級1級）を抱えながらの避難であったことを考慮して、平成28年12月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として金192万2920円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月15日

(仲介委員 上妻 英一郎)

## 別紙

損害項目		対象期間	金額
生活費増加費用	通院交通費	H28. 9. 1～ H30. 3. 31	16, 920
営業損害	地代（看板等設置目的）	H23. 3. 11～	126, 000
精神的損害の増額 （日常生活阻害慰料）	身体又は精神の障害	H28. 12. 1～ H30. 3. 31	480, 000
中間指針第五次追補	過酷避難状況による精神的損害 （第2の1）	H23. 3. 11～ H23. 9. 10	300, 000
	避難費用及び日常生活阻害慰謝料（第2の2）	H29. 6. 1～ H30. 3. 31	1, 000, 000
合計			1, 922, 920